

令和元年度 第6回江津市農業委員会総会

日時：令和元年9月20日(金) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（9名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子

5 番二本木俊二 8 番田代和秋 9 番深野政勝 10 番原田和徳

11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9名）

佐々木康規、佐々木要、井上清澄、流理森、湯浅憲昭、仲津和法

壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。先月は松江で研修会がありましたが、大変ご苦労様でした。現在、農地利用状況調査を頑張らせて頂いておりますが、締め切りの方が近づいておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。またそう

いった中で、明日から台風が来るような予報が出ております。皆さん総会に参加されている中で、今日は稲刈りをしたいなという思いが強いかと思います。もう一点、先月の講習会で今盛んに農業委員会等では、人農地プランの実質化ということを言われています。先般の研修会でも、こういったことを研修された所でございます。我々も農業委員会として、先月の資料を見ますと今年の10月にはアンケートの実施、それから令和3年3月までには話し合い等をしてまとめるといことが予定されています。現在、江津市は過去に人農地プランがされていますけれど、旧江津市あるいは旧桜江町地区という所で、もっともっと新たに進めていけるようにとされています。本来ならば、工程表が出来上がっていきたりするのですが、このような案件がありますので、ひとつご協力の程よろしく願いいたします。それでは、ただ今より、令和元年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、山本委員と大村委員、河村推進委員と崎谷推進委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、10番 原田委員、11番 柳原委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第3条

《 浅利町・都治町 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。今回の申請は、●●●地内と●●●地内で3筆ありますが、申請人が同一ですので一括審議といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、3条の説明をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページと2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、

登記簿現況ともに田で面積は●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。合計で●●●●㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は●●家を承継しているが、帰着して営農するのが困難であるので知人である譲受人に譲渡したいということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲渡人である知人の願望に応えることとし、経営面積拡張のため取得することです。受入世帯の稼働人員は3人中3人です。申請人は内田行政書士さんで、対価は10a当り田が●●●千円で、畑が●●●千円です。担当委員は藤井委員です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3 番委員 9月17日に現地調査に行きました。農地は●●町と●●町にありまして、先に●●町から説明をいたします。位置図の1ページをご覧ください。左上にセブンイレブンが見えますが、その近くの信号機から県道大田井田江津線を工業団地の方へ向かいまして、100m程進んだ所に三角の小さい申請地があります。その申請地の右側に●●さんのお宅があるのですが、現在は空き家になっています。周辺は多●●さんが所有している土地と隣接しているのですが、周囲は既に整地をされて車輛の出入り口になっています。そこから更に工業団地方向に進んで、交差点を都治町方面に向かいまして200m程進みますと、右側中央に風のえんがわという所が見えます。そこを入れて行きまして更に●●●●m程進んだ所に、もう一つの申請地がございます。こちらは、●●●●さんが畑を作っておられました。次に●●町の申請地ですが、2ページをご覧ください。1ページの交差点から県道大田井田江津線が繋がっておりまして、1.9km程東に進んだ所に●●町の申請地がございます。この辺りは申請地を含めて、周辺すべて田が耕作されています。譲渡人の●●さんは、現在●●●●に移住しており周辺に親族もおらず、知人である●●さんに譲るということで了解を得ております。当日は譲受人の●●さんに立ち会って頂きまして、今後の耕作に前向きな考えであるということをお聞きしましたので、問題は無いかと思えます。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

日に佐々木推進委員と●●さんの所へ伺いまして、色々を見て回りました。そして、13日に大村さんと一緒に●●●●の現地確認をいたしました。位置図の中心部に●●さんのお宅がありますが、前の方には田を作っておられ、きちんと耕作をされていました。点在している申請地は作っている所と草地になっている所がありました。●●●●の所は、何もされていないようで、荒れているような状態でした。譲渡人の●●●●さんとお会いしたのですが、もうご高齢で今年●●歳になられ、糖尿病等の病気も持っておられるということで、二男さんとずっと一緒にしておられたそうです。それで、息子さんに全部譲りたいということで、申請を出されたということです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 渡津町 》

会 長 　次に日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は6ページをご覧ください。場所は位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。合計で畑が3筆、●●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●業の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建てたいという

ことです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は佐々木英夫委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の4ページをご覧ください。左方向は江津バイパス東口の交差点になりますが、そこから東へ向かって申請地まで1kmもいかない所です。現地の上は山陰本線、その横には国道9号線が通っています。上の方には若女食品や江津消防署、うへの葬祭やローソンが並んでございます。申請地へは、江津バイパスから県道浅利渡津線へ入りまして、渡津簡易郵便局のある三叉路を左に入っていきます。ここは、線路沿いになりまして、周辺は宅地が建っています。また、近くには創価学会江津文化会館がございます。現地の確認と木原行政書士さんに確認をいたしました。譲受人の●●さんは現在、●●●のアパートにお住まいということで、ご本人は●●●支援や色々な●●関係の仕事をしておられ、江津市からも委託をされているそうです。木原さん曰く、●●関係では非常に有名な方ですよとおっしゃられました。年齢的には●●代でまだ若い方だとお聞きしました。今回、私が気になったのは、個人住宅としては広い宅地になるので、起業でもやられるのですかと聞きましたら、どうもご家族の車が2台と仕事柄、業務用の車を1台家に置いているということ、それから来客も月に2、3度はあるということから、駐車場の確保が必要であるということ、広いスペースを確保するということでした。工事に際しては、近隣には被害を及ぼさないようにしたいと、それから生活排水については合併浄化槽と道路側側溝へ流すので、近隣への影響はないということです。現在、この場所は農地として利用はされておられません。草が40から50cmの丈で、毎年徹底に管理はされているのかなと思いました。真ん中辺りに売地ということで、●●工務所の看板が立てられていました。そのようなことで、特にこの周辺は宅地が並んでいることから、問題は無いかと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をしましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●m²です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、無職の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建築したいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図は 5 ページをご覧ください。右下に都野津西交差点がございます。交差点を右に進んで行きます。この道は産業道路に続いている道です。JR山陰本線の線路下を通り 30m程進むと突き当たりを右折します。そこから 30m程進むと、右手に申請地がございます。現地は何も耕作されておらず、草刈り程度の管理がしてあるような状態でした。この辺りは、●●●●の土地区画整備をされた所ですので、ご覧のようにたくさんの家が建っている場所です。申請地の右隣りは家が建ってしまして、左側はもう一軒家が建てれそうな土地があります。周辺は住宅化している所でありますので、特に問題は無いかと思えます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

たようです。18日に流推進委員と現地調査に行きました。当初、頂いた資料では場所がわからなかったため、県の企業局とそれを測量された出雲グリーンの方に来て頂いて、現地調査を行いました。それに基づいた詳細な資料ということで、本日お配りしたのが今回の資料です。グリーンで囲っている所ですが、F区画という所は現在造成している所でございます、その下の方に点々と農地があるということでございます。そのF区画の中に、赤色と青色で囲っている3箇所は保安林です。この開発区域の中で、県としましては保安林解除を申請するにあたって、非農地証明書の添付が必要であるということと、併せて開発区域については農地が存在してはいけないということで、今回この非農地申請が提出されたということでございます。流推進委員と現場へ行きますと、当日は業者の方が現場にテープを張って区域を定めておりました。それに基づいて現場を確認した所、写真を見て頂きますように、ほとんど山林でございます。耕作できる農地は存在しない、また復旧も難しい状況ですのでやむを得ないのではないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、流推進委員から報告をお願いします。

流推進委員 二本木委員が詳しく説明をされましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思っております。まず、1ページをご覧下さい。今回は●●地区と●●地

区がございます。●●●●で畑が7筆、●●●●㎡で新規の設定です。続きまして●●●●で畑が3筆、●●●●㎡で新規の設定です。●●地区は●●●町で田が1筆、●●●●㎡で新規の設定です。合計で11筆、●●●●㎡となっております。次に2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的はハウスで、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。ここの土地は現在、●●さんがハウスを建てて営農されておりますけれど、借り換えをされるということです。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、合計3筆で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、合計4筆で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。次に3ページをご覧ください。●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡で新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。続きまして、●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積が●●●●㎡、合計2筆で●●●●㎡です。新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益

財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は畑で、期間は●●●●、10a当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっています。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 6 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 10 月 21 日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員